平成２６年（フ）第１２４号
兵庫県姫路市花田町小川657番地　県営姫路花田鉄筋住宅６棟202号
債務者　石原　雅巳
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３７号
兵庫県姫路市白浜町神田１丁目32番地　フェリーチェ神田101号
債務者　湯地　正博
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８９号
奈良市三条本町１―93―914号　岩本英子方、住民票上の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田２番地
債務者　西島　博行
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
奈良県大和郡山市小泉町3617番地15
債務者　宮本千津子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７１号
広島市安佐南区上安２丁目16番20号
債務者　山本　　一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９号
広島市安芸区畑賀２丁目21番41―103号
債務者　土田　素資
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２１号
広島市西区鈴が峰町42番２―201号
債務者　山下喜代里
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７号
広島市中区舟入町２番18―1001号
債務者　荒神　亮太
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５４号
広島市佐伯区海老園４丁目４番40―401号
債務者　鎌田　祐次
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６号
山口県下関市長府黒門東町３番Ｄ―505号　神戸製鋼アパート
債務者　竹谷由美子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
香川県丸亀市土器町西５丁目608番地　高木芳郎アパート
債務者　佐藤　和子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１２号
熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1381番地１、前住所熊本県八代市高下西町1293番地２102
債務者　山崎　静香
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１８号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地　雇用促進住宅４―205
債務者　小野　洋一
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９１号
石川県河北郡津幡町字潟端569番地７、従前の住所石川県野々市市扇が丘４番32号
債務者　前田　健太
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
三重県四日市市西浦２丁目８番13号
債務者　大川　泰子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
三重県三重郡川越町大字当新田212番地３
債務者　野呂　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
三重県四日市市小古曽東３丁目６番43号
債務者　林　　大二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係